



令和3年4月7日

担当課	産業政策課
担当者	入山・小林
電話	(073) 435-1040
内線	3032

国の事業再構築補助金への上乗せ支援（市内中小企業等向け） 受付スタート！

経済産業省中小企業庁は、事業者の新分野展開や業態転換、または、これらの取組を通じた規模の拡大等の取組を支援する「事業再構築補助金」の受付を令和3年4月15日（木）から開始します。

これにあわせて、本市におきまして、上記事業に取り組む市内事業者を後押しするために、国の事業再構築補助金に採択された中小企業等を対象に「上乗せ支援」をする和歌山市事業再構築支援補助金の受付を開始しますので、お知らせします。

1 支援内容

- ・ 国の事業再構築補助金に採択された事業の補助対象経費の
1/6（上限100万円）を補助



- ※ 国の事業再構築補助金で定義される「中堅企業」は支援対象外となります。
- ※ 詳細は別紙チラシをご参照ください。

2 ホームページ

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/1034181.html>

3 申請受付期間

- ・ 令和4年2月28日（月）まで

※申請には、国の事業再構築補助金に採択された事業を実施し、国からの交付額確定通知書を添付する必要があります。

※予算に達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

市内中小企業者
向け

和歌山市事業再構築支援補助金

～国の事業再構築補助金への
上乗せ支援について～

国の事業再構築補助金に採択された市内中小企業等を対象とした和歌山市独自の上乗せ支援を実施します。

最大
100万円

補助内容

国の事業再構築補助金に採択された事業の補助対象経費の1/6（上限100万円）を補助します。

（注意）

- **【重要】市への申請期限は令和4年2月28日（月）となっています。それまでに国に採択された事業を実施し、国からの交付額確定通知を添付した上で、市へ申請する必要があります。**
- 国の事業再構築補助金で定義される「中堅企業」は支援対象外となります。
- 申請期限に関わらず予算に達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

【通常枠】の場合

類型	国の補助	市独自の上乗せ補助
通常枠	補助率2/3（100万円～6000万円）	補助率1/6 （100万円上限）
卒業枠	補助率2/3（6000万円～1億円）	

（例）
事業費600万円の
新たな取組を実施
する場合…

自己資金（1/3）
200万円

国が支援（2/3）
400万円



自己資金（1/6）
100万円

市が支援（1/6）
100万円

国が支援（2/3）
400万円

自己資金100万円
で600万円規模の
取組が可能に

お問合せ先

和歌山市役所10階 産業政策課

電話 073-435-1040

FAX 073-435-1262

メール sangyoseisaku@city.wakayama.lg.jp

和歌山市事業再構築支援補助金



詳細はウェブで検索、
又は、QRコードから市
のHPをご覧ください



対象者（下記項目をすべて満たす者）

1. 国の事業再構築補助金の交付を受けていること
2. 中小企業者又は中小企業者と同等と認められるものであること
（国の事業再構築補助金にある中堅企業等は対象外となります）
3. 法人等にあつては市内に主たる事務所又は主たる事業所を有し、個人にあつては市内に住所を有すること
4. 市税を滞納していないこと
5. 暴力団等とのかかわりがないこと

【中小企業者：資本金又は従業員数が下表の数字以下となるもの】

業種	資本金	従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

補助対象となる事業例

市の補助金を受けるには、「国の事業再構築事業」に採択されることが前提条件です。

国の事業再構築事業に採択される事業例には、右のようなものが挙げられます。

【対象となる経費】

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、広告宣伝費、研修費等

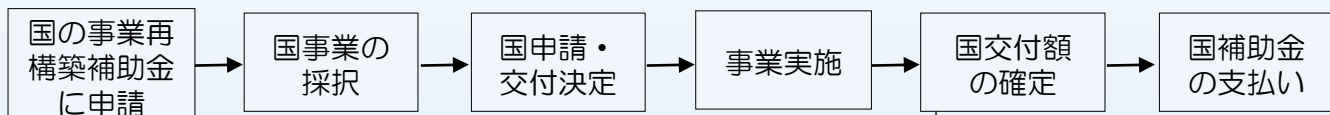
詳細は、国の事業再構築補助金の公募要領をご確認ください。

【国の事業再構築事業の活用イメージ】

The image displays 12 examples of business reconstruction projects, organized into a 4x3 grid. Each box includes a category, a specific business type, and a brief description of the project.

- 飲食業 (Food & Beverage):**
 - 喫茶店経営: 飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。
 - 居酒屋経営: オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。
 - レストラン経営: 店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。
- 小売業 (Retail):**
 - 弁当販売: 新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。
 - 衣服販売業: 衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。
 - ガソリン販売: 新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。
- サービス業 (Services):**
 - ヨガ教室: 室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。
 - 高齢者向けデイサービス: 一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始。
- 製造業 (Manufacturing):**
 - 半導体製造装置部品製造: 半導体製造装置の技術を活用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。
 - 航空機部品製造: ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。
 - 伝統工芸品製造: 百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン上）での販売を開始。
- 運輸業 (Transportation):**
 - タクシー事業: 新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。
- 食品製造業 (Food Processing):**
 - 和菓子製造・販売: 和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。
- 建設業 (Construction):**
 - 土木造成・造園: 自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。
- 情報処理業 (IT):**
 - 画像処理サービス: 映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

申請の流れ



【重要】

市の上乗せ支援を受ける場合、国に採択された事業を完了した上で、令和4年2月28日（月）までに市に申請することが必要です。

市への申請期限を過ぎると、上乗せ支援が受けられないこととなりますので、十分ご注意ください。

※【重要】令和4年2月28日（月）までに申請が必要です！！

申請・事業報告時の必要書類

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 誓約書兼同意書
- (3) 事業報告書
- (4) 収支決算書
- (5) 国の事業再構築補助金の実績報告書類の写し
- (6) 国の事業再構築補助金の交付確定通知書の写し
- (7) 確定申告書その他売上台帳等確定申告の基礎となる資料の写し
（個人事業主の場合に限る。）

※（1）～（4）の書類はホームページからダウンロードの上、印刷して提出してください。